破産手続廃止

平成２０年（フ）第９９２９号
東京都品川区西中延２丁目13番６号
破産者　有限会社三協商会
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８８６３号
福島県いわき市内郷綴町秋山64―２、開始決定時の住所東京都江東区海辺９―３
破産者　安齋　常雄
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０３２４号
東京都豊島区駒込３丁目３番20号８階、商業登記簿上の本店所在地東京都北区西ケ原３丁目25番１号
破産者　株式会社第一器業
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０３２５号
東京都豊島区駒込４丁目３―20―913
破産者　片桐　裕子
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２７０２号
東京都中央区日本橋小伝馬町７番12号　ＫＤビル２Ｆ
破産者　三裕株式会社
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２６４号
東京都国立市富士見台１丁目38番地の９
破産者　株式会社ミノ安全
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３７９５号
東京都品川区荏原１丁目17―２―802
破産者　長谷川浩章
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４１３８号
東京都荒川区荒川５丁目34番８号
破産者　東都制御株式会社
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４１３９号
千葉県我孫子市湖北台７丁目22―69―201
破産者　藤澤　達人
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４３４７号
埼玉県春日部市豊町１丁目27番地３
破産者　株式会社西村酒販
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４３４９号
東京都北区赤羽西１丁目23―15
破産者　小林　信江
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４３５０号
埼玉県桶川市若宮１丁目４―30―1008
破産者　西村　幸男
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７０１号
東京都新宿区大京町32番地
破産者　株式会社エージーグラフィック
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７０２号
東京都新宿区大京町32―101
破産者　小野寺俊夫
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５９８６号
神奈川県横浜市鶴見区潮田町２丁目122番地の２
破産者　有限会社モリ電設
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５９８７号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目37番37―505号
破産者　有限会社プラネット
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５９８８号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目37―37―505
破産者　西平　守良
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６４３８号
東京都日野市東豊田３―24―５―107、住民票上の住所千葉県柏市柏290―７―1213
破産者　小笠原博哉
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７５４７号
東京都千代田区飯田橋３丁目11番５号
破産者　株式会社アーキボックス
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７６１９号
広島県庄原市東城町竹森865
破産者　庭　　美香
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９４２７号
東京都江東区東雲１丁目９―31―3311、開始決定時の住所東京都港区芝浦２丁目６―11―2406
破産者　北嶋　勝三
1　決定年月日　平成21年12月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部